

様式第 6 号 (第 40 条、第 88 条において準用する第 40 条、第 104 条において準用する第 40 条、第 108 条関係)

公述意見書に対する見解提出書

平成 25 年 5 月 21 日

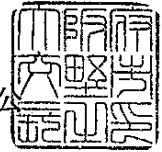
大阪府知事 様

住所 交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

氏名 交野市

代表者 交野市長 中田 仁 公

電話 (072) 892-0121

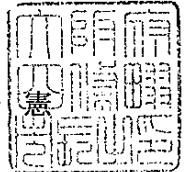


住所 四條畷市中野本町 1 番 1 号

氏名 四條畷市

代表者 四條畷市長 土井 一 憲

電話 (072) 877-2121



大阪府環境影響評価条例施行規則第 88 条第 1 項において準用する大阪府環境影響評価条例第 21 条第 1 項の規定により、下記の対象事業（都市計画対象事業）に係る公述意見書の送付を受け付けたので、当該公述意見書に記載された意見についての見解を記載した書類を、別添のとおり提出します。

記

対象事業(都市計画対象事業)の名称

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業

※整理番号

備考 ※印の欄には、記入しないでください。



準備書についての公述意見の概要及び都市計画決定権者の見解(1)

No.	公述意見の概要	都市計画決定権者（四條畷市、交野市）の見解
1	<p>1. 新ごみ焼却場の建設計画における排出ガス中のダイオキシン類の設計値の削減を求める。</p> <p>ダイオキシン類の設計値は、規制基準値の10分の1である0.1ng-TEQ/m³で現在計画されているが、さらに少ない0.01～0.05ng-TEQ/m³に変更すること。</p> <p>最近計画されている同規模の焼却場の排ガス濃度は、0.01～0.05ng-TEQ/m³となっており、他の自治体の動向も踏まえ、ダイオキシン類濃度を低減することを求めます。</p> <p>2. 妙見東地区にごみ焼却場からの排ガスによる汚染状況を常時確認・監視できる大気測定モニタリングシステムを設置することを求める。</p> <p>3. 現在計画中の設備建設費、用地費を含む総予算金額132億6600万円をあらゆる角度から見直しを行い大幅に削減することを求める。</p>	<p>1. 新施設のダイオキシン類の排出濃度は、規制基準値の10分の1である0.1ng-TEQ/m³を計画値としました。これは、ごみ質の変動があったとしても、安定して運転できる値を示しており、予測に用いた排出濃度もこの値を用いています。</p> <p>施設の稼働後の一般環境中のダイオキシン類濃度は、現状と同じ0.044pg-TEQ/m³と予測され、環境基準値0.6pg-TEQ/m³を大きく下回っています。また、施設からの寄与濃度は最大でも0.000335pg-TEQ/m³であり、一般環境濃度に対する寄与割合は0.8%と低い値となっています。</p> <p>新施設の運用にあたっては、燃焼管理及び排ガス処理装置の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類の更なる低減に努めてまいります。</p> <p>2. 準備書にお示ししたとおり、施設からの大気汚染物質の寄与濃度は一般環境の現況濃度と比較して遥かに小さい値であり、一般環境中の大気汚染物質濃度の事後調査結果によって施設稼働による変化を評価することは困難と考えております。</p> <p>ご懸念の運転状況の変化などによる異常値発生につきましては、熱回収施設の煙突において、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素については事後調査の他、運転管理を目的として、これらの項目を常時監視測定する予定であり、仮に高い値が測定された場合には、燃焼管理等にフィードバックすることとしています。</p> <p>また、ダイオキシン類につきましては、常時監視ができないことから、一酸化炭素濃度、酸素濃度や焼却炉内温度を常時監視し、一酸化炭素の濃度管理や燃焼温度管理を行うなどの適切な排出削減監視に努めてまいります。</p> <p>なお、常時監視測定結果の公表の内容、手法等につきましては、検討を行ってまいります。事業計画地内において、測定結果の表示盤の設置を予定しております。</p> <p>3. 「周辺環境の保全と調和」、「安全な・安心できる・安定した・経済性に優れた施設」等の施設整備コンセプトに沿った適切な施設となるような設計に努めてまいります。</p> <p>また、工事の請負業者の選定に当たっても、環境保全対策等の技術面を評価すると同時に価格面につきましても評価してまいります。</p>

準備書についての公述意見の概要及び都市計画決定権者の見解(2)

No.	公述意見の概要	都市計画決定権者（四條畷市、交野市）の見解
2	<p>1. 四條畷市並びに交野市は、昭和52年から今日に至る新炉の建設に向けた位置決定や最適地候補の選定等の手続きについて、住民参加手法を無視し、新炉建設を強引に進めてきたことについての反省を抜きに施設整備事業はあり得ない。</p> <p>2. 事業計画地は、土砂採取跡地に廃棄物まじりの建設残土で埋め戻された土地である。調査結果においてもダイオキシン類等が検出されている。私たち直近地元住民が最も懸念をもっているのは、候補地の土壌汚染である。</p> <p>準備書に記載された土壌汚染の環境保全対策で十分なのか、との疑問と将来への不安が大きく残る。まして、発生土そのものが汚染土壌の場合、汚染物質の除去が完全に行われた上で、再利用されるのか、この不安もぬぐえない。</p> <p>四條畷市並びに交野市は、いわば不適合な土地の上に迷惑施設を建設する責任の重大性をしっかりと認識した上で、近隣住民の不安に配慮し、我々の子や孫の時代まで、安心・安全な施設整備に取り組むよう、大阪府の積極的かつ適切な指導と、将来にわたり、より良好な環境保全と維持に向けた監視・監督を強く要望する。</p>	<p>1. 過去に周辺地域の住民に心労をかけてきた経過を踏まえ、事業の推進に当たっては、十分な説明と住民のご意見をお聞きして、安全・安心な施設づくりを目指します。また、工事実施や施設の供用に際しては、準備書にお示しした環境保全対策を講じてまいります。</p> <p>2. 事業計画地の土壌汚染につきましては、現状では地下水汚染が周辺井戸などへ拡散しないため、直ちに周辺住民への被害を生ずるおそれは無いとの判断から、大阪府知事により、当該区域が土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されています。このため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、形質の変更を行おうとする者が、事前に大阪府知事に形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日等を届けることとなっており、工事に当たっては、施行方法について、関係機関と十分協議した上で実施してまいります。</p> <p>工事による発生土やコンクリート・アスファルト殻は、事業計画地内で有効に再利用いたしますが、利用できない廃棄物は適正に委託処理いたします。</p> <p>また、汚染土壌の飛散や雨水による流出を防止する観点から、環境保全対策として、汚染土壌の上に砂利を敷き、その上に50cm以上の汚染されていない土壌を覆土する、あるいは、3cm以上のアスファルトまたは10cm以上のコンクリートにより舗装を行うこととしていますが、基準の遵守はもちろんのこと、基準を上回る安全側に立った施工を実施してまいります。</p> <p>これらの対策や準備書に記載した環境保全対策及び事後監視を確実に実施することで、周辺環境の保全に万全を期してまいります。</p>

準備書についての公述意見の概要及び都市計画決定権者の見解(3)

No.	公述意見の概要	都市計画決定権者（四條畷市、交野市）の見解
3	<p>1. 近隣の四條畷市下田原地区は田園風景が広がる地域で農業を営んでいる家庭が多くあります。そして、地形的には盆地構造をしているために焼却場よりの大気汚染物質が盆地内に滞留し土壌に蓄積されるのではないかという不安が農家の人々につきまっています。</p> <p>環境影響評価準備書内第5章「環境影響要因及び環境影響評価の項目」内で環境影響評価項目に土壌汚染が選定されていないし、選定されていない理由も書かれていません。</p> <p>大気汚染はその測定している間だけの限られた時間の測定値の監視であるが、土壌汚染は毎日毎日蓄積されていく累積値であるため想定外の数値が知らない間に蓄積されているのではないかという不安があります。</p> <p>問題ないと想定されているのだとは思いますが、食の安全が叫ばれる中、妥当性の確認の意味でも長期的に盆地内の土壌汚染の監視を続けていって頂けるよう大阪府の方からも要請をお願いいたします。</p> <p>2. 下田原地区では、国道163号線のバイパス工事が行われている。これが出来ると下田原の農地を盛土構造の高架道路が横断する。それにより、気流が変わり、吹きだまりもかかわってくると考えられる。国道が下田原の農地を横断した場合、それを加味した場合の土壌汚染測定を行って頂きたいと要望いたします。</p> <p>3. 下田原の農地に水を供給しているため池に寒谷池と堂尾池がある。土壌汚染測定と同じ理由で、ため池の水質検査を定期的に行っていただきたい。</p> <p>ため池には、雨で洗い流された周囲の山の水が流れ込むために、汚染物質が溜まりやすいかと思えます。この水で農を営んでいる以上、このため池の水質検査は必須であると考えます。</p> <p>大阪府の方でも、要請の賛同をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>1. 大気汚染物質による土壌汚染への影響については、本事業による影響は十分小さいと判断されるため、大阪府環境影響評価条例に基づく方法書の手続きの中で、評価項目として選定しておりません。本事業の施設計画では、環境保全対策としまして、バグフィルタ等の排ガス処理装置の導入などにより大気汚染物質の排ガス濃度は法規制値を十分下回るものとしております。</p> <p>施設稼働後の一般環境中のダイオキシン類等の大気汚染物質の濃度は、環境基準値等を大きく下回っており、各項目の環境濃度に対する施設の寄与濃度の割合は、最大で0.1%～8.9%であることから、煙突から排出されたダイオキシン類等が大気を経由して、新たに土壌に与える影響も小さいものと予測され、周辺の農業に影響を及ぼすものではないと考えております。</p> <p>新施設の運用にあたっては、燃焼管理及び排ガス処理装置の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類等の更なる低減に努めてまいります。</p> <p>なお、新施設稼働によるご懸念につきましては、不安の払拭を図るべく、引き続き、努めてまいります。</p> <p>2. 国道163号バイパスは、事業計画地の約1km南側に東西に高架道路を新たに建設するものです。</p> <p>煙突高さは59mとしており、煙突から上空に排出された排ガスは一般風に乗りながら、風下側へ拡散していきますので、約1km先の盛土構造の道路が建設されることで生じる局地的な吹きだまり現象によって、土壌のダイオキシン類等濃度が上昇することはないと考えております。</p> <p>なお、新施設稼働によるご懸念につきましては、不安の払拭を図るべく、引き続き、努めてまいります。</p> <p>3. 四條畷市清滝にある現施設の北側を通る讚良川は、現施設の東側の逢阪地区から現施設の北をとおり西へ流れています。平成18～22年度に四條畷市が実施したダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準値を下回っており、現施設の排ガスが河川水質に影響を及ぼす様な状況ではありません。</p> <p>新施設近傍では、生駒市が天野川（市境・羽衣橋下）、交野市が天野川（枚方市境）で測定しており、平成18～22年度の値は、いずれの年度も環境基準値（1pg-TEQ/L）を下回っております。</p> <p>今後も天野川の水質を継続的に把握していくことにより、農業用水の状況は確認できるものと考えております。</p> <p>なお、新施設稼働によるご懸念につきましては、不安の払拭を図るべく、引き続き、努めてまいります。</p>